

奈良市災害時生活用水協力井戸登録要項

(目的)

第1条 この要項は、災害時に水道の給水が停止した場合に、飲料水以外の洗濯やトイレ等に使用できる水（以下「生活用水」という。）として提供いただける井戸を登録し、市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 市長は、井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）で、災害時に生活用水として井戸水を提供する意志のあるものから申し出があった場合、次条に定める登録要件を満たす井戸について、災害時生活用水協力井戸（以下「協力井戸」という。）として登録するものとする。

(登録要件)

第3条 協力井戸の登録要件は、原則として次のとおりとする。

- (1) 市内に所在する使用可能な井戸であること。
- (2) 井戸水をくみ上げるためのポンプ（電動式、手動式を問わない。）又はつるべなどがあること。
- (3) 災害時に善意で自主的に井戸水を提供できること。
- (4) 井戸枠などがあり安全であること。

(登録の手続き等)

第4条 災害時に生活用水として井戸水を提供する意志のある所有者等は、奈良市災害時生活用水協力井戸登録申出書（別記第1号様式）に必要な事項を記入し、市長に申し出るものとする。

- 2 市長は、登録要件の適否について調査を行った後、奈良市災害時生活用水協力井戸登録適否決定通知書（別記第2号様式又は別記第3号様式）により結果を通知するものとする。

(水質検査)

第5条 市長は、協力井戸の申し出時に検査希望があった場合、当該協力井戸において水質検査（別表）を実施するものとする。

- 2 市長は、協力井戸として登録が継続している場合、所有者等の希望により、前検査（結果通知日を起算日とする。）から5年を超えない期間ごとに、水質検査（別表）を実施するものとする。
- 3 前項の水質検査を希望する所有者等は、奈良市災害時生活用水協力井戸水質検査申出書（別記第6号様式）に必要な事項を記入し、市長に申し出るものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の水質検査の結果について、所有者等に通知するものとする。

(登録の解除)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、協力井戸の登録を抹消できる。

- (1) 所有者等が奈良市災害時生活用水協力井戸登録辞退申出書（別記第4号様式）により
辞退を申し出たとき。
- (2) 登録後、第3条に掲げる登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他、登録の抹消が必要と認めたとき。

2 市長は、協力井戸の登録を抹消する場合には、奈良市災害時生活用水協力井戸
登録抹消通知書（別記第5号様式）により、所有者等へ通知するものとする。

（補則）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要項は、平成21年 2月 1日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3年 4月 1日から施行する。